高知県嶺北地域公共交通協議会事務局規程(案)

平成31年 月 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県嶺北地域公共交通協議会設置要綱第8条の規定に基づき、高知県 嶺北地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める ものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 協議会の会議に関すること。
 - 二 協議会の資料作成に関すること。
 - 三 協議会の庶務に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課、本山町政策企画課、大豊町総務 課、土佐町総務企画課及び大川村総務課の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - 一 事務局の運営に関すること。
 - 二 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
 - 三 物品及び現金の出納に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、 高知県において定められている文書の取扱いの例によるものとする。ただし、文書の記号は、 「嶺北地」とする。

(公印の取扱い)

- 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び 管理者は別表のとおりとする。
- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、高知県において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成31年 月 日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
高 湖 地 交 協 長 の	高知県嶺北地域公共交通協議会会長	てん書	2 4×2 4 ミリメートル	会長名をもって発する文書	1	事務局長